

2013年4月18日

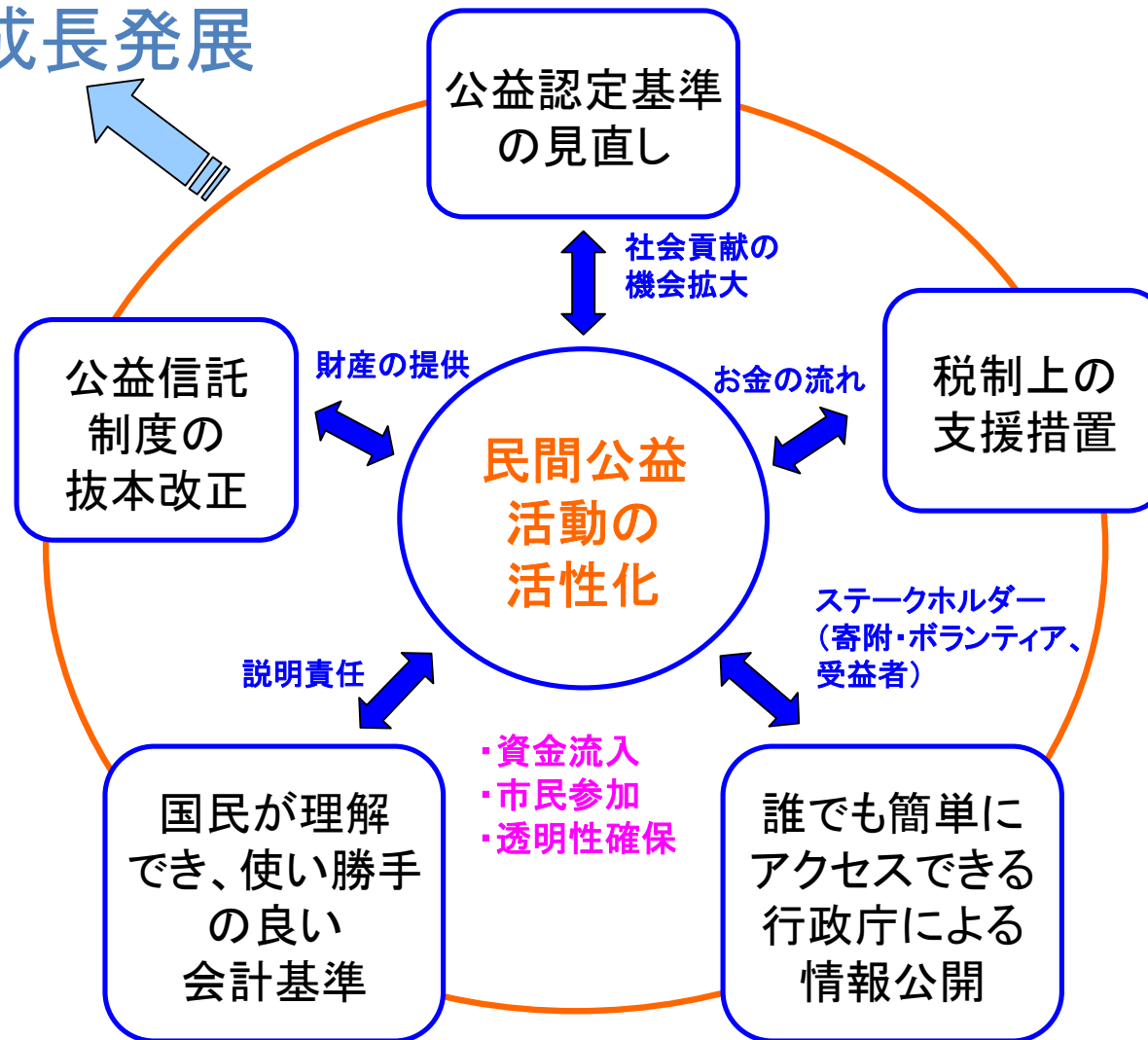
民主党
「新しい公共推進会議」
ヒアリング資料

「新しい公共」推進・発展のための
政策提言

公益財団法人 公益法人協会
—民間公益活動推進センター—

五つの政策提言

社会の成長発展



公益認定基準の見直し

(2012年6月「公益法人制度改正要望」より)

1. 公益目的事業比率における法人会計概念の撤廃



公益目的事業比率の計算の意味は、公益認定法の「公益目的事業を行うことを主たる目的とすること」の計数的裏付けにあると思われるが、わざわざ法人会計という概念を導入するまでもなく、公益目的事業の費用と収益事業等の費用を会計区分することで、十分その目的を達することができる。

2. 収支相償の原則の撤廃



法人が事業活動を行う場合、その費用を償って余りある余剰がなければ、その法人及び事業に持続性がないことはいうまでもない。公益目的事業の持続的・安定的な運営を否定する発想である。

3. 遊休財産保有制限の縮小



公益認定法第16条は、遊休財産額の保有制限としては、1年度分の事業費相当額となっているが、(収支相償の原則が堅持された場合には、)3年度分の事業費相当額程度が、安定した法人運営に必要である。

公益税制上の支援措置

(平成26年度税制改正要望予定)

<寄附金税制:フロー資産>

◇公益法人の税額控除制度におけるPST(パブリック・サポート・テスト)要件の撤廃



・公益法人は、支出面から公益性を判断
・認定特活法人は、収入面から公益性を判断
・公益法人にPST要件を課すことは、さらに収入面での規制を課すことであり、制度上のアンバランスをきたし、寄附文化醸成を阻害する。

少額寄附の促進、寄附を身近に

<資産寄附税制:ストック資産>

◇みなし譲渡所得非課税特例措置の見直し



公益法人は公益の増進に著しく寄与することを確認された法人類型であり、特例の要件はすでに確保されている。

◇相続税非課税措置の適用要件の見直し

財産を受贈した法人が後発的事由により非課税措置の取消しを受けた場合、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる法人とする。

個人資産を寄附市場に誘導
土地、空き家の有効活用、地域コミュニティの活性化

行政庁による情報公開の促進

(2013年4月17日要望書提出)

ウェブサイトによる情報閲覧

現行

- ◇閲覧申請は1回10法人まで
- ◇閲覧期間は5日間
- ◇情報の一括ダウンロードができない→煩雑

誰でも簡単に
アクセス、検索

要望

- ◇閲覧件数、閲覧期間の制約を撤廃
- ◇簡便な情報提供方式へ

行政庁においても、法人から提出された財産目録等の情報公開を行うことと定められており、行政庁に「閲覧又は謄写の請求があった場合には、(略)その閲覧又は謄写をさせなければならない」(認定法第22条)。行政庁ではこれを踏まえ、現在、インターネット上(公益法人information)の閲覧請求に応じているが、その条件が「1回当たり10件まで」「閲覧許可後、閲覧できるのは5日間のみ」と限定的であるのは情報公開の趣旨に照らし不適切である。**全公益法人の情報をいつでも閲覧することができるようにすることが望ましい。**これについては、内閣府「NPO法人ポータルサイト」(全国特定非営利活動法人情報)も参考になるのではないかとと思われる。

公益法人・一般法人会計基準等の自主制定

(2013年度以降民間側で検討)

現行基準

- ◇内閣府による事実上の基準
- ◇法人側・一般国民とも難解
- ◇メンテナンス責任不在

法人に負担をかけ
ないかつ国民の理
解可能な基準に

検討課題

- ◇会計区分の簡素化
- ◇損益計算と収支計算の調和
- ◇予算制度の撤廃

(公益法人・一般法人の会計基準の経緯)

公益法人会計基準は、最初の昭和52年基準を嚆矢として、昭和60年基準、平成16年基準を経て、現在の平成20年基準に至っている。

前3基準は、当時の所轄庁(総理府)の制定した規準として公布された。そして平成20年基準は、新制度施行を前提として、内閣府内に設けられた「新たな公益法人制度等の会計処理に関する研究会」が取りまとめた報告書に基づき、内閣府公益認定等委員会が発表したものである。

前3基準は、旧民法67条の1項「法人の業務は主務官庁の監督に属す」の規定に基づくもので、主務官庁が会計基準を制定し公益法人にその採用を求めることは首肯できるものであった。しかし、新制度にあつては、公益法人・移行一般法人は、法令に定める諸要件を充足することは求められるものの、会計基準まで行政庁が制定しこれを義務付ける建付けにはなっていない。

公益信託制度の抜本改正

(2013年4月19日要望書提出予定)

現行制度

- ◇主務官庁許可監督制度
- ◇国税庁認定による3区分
- ◇受託者は信託銀行限定
- ◇信託財産は金銭に限定

新公益法人制度と
平仄を合わせる

改正要望案

- ◇明確な基準による認定制度
- ◇ガバナンス・透明性の確保
- ◇寄附税制等の整備
- ◇受託者の範囲拡大
- ◇現物資産の信託も可能
- ◇現存公益信託の円滑な移行

(公益信託制度に係る経緯)

1 現行「公益信託ニ関スル法律」は、(旧)信託法(大正11年4月21日法律第62号)の公益信託に関する条文について、(旧)信託法が抜本改正され(新)信託法(平成18年12月15日法律第108号)が制定されたのを機に、信託法より該当条文を分離し、(新)信託法各規定との技術的調整を加えた上で、単独法として存続しているものである。

2 (新)信託法が審議された第165回国会において、衆参両院とも「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」との付帯決議が採択されており、両制度の整合性が必要との認識が既に共有されているといえる。